（様式１９）

**受付番号：県設備**

令和　　年　　月　　日

※処分希望日より前の日付を記載

山形県中小企業団体中央会会長　殿

申請者

　　（〒　　　　－　　　　　）

住　　　　所※本社所在地

名　　　　称

代表者役職

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（連絡担当者役職）

（連絡担当者氏名）

補助事業により取得した財産の処分承認申請書

平成○○年度山形県中小企業スーパートータルサポ補助金（設備投資等促進事業）により取得した財産を処分したいので、下記のとおり申請します。

※平成２６年度から２８年度については、上記補助事業名を山形県中小企業トータルサポート補助金（設備投資等促進事業）としてください。

記

１．取得財産の品目及び取得年月日

品　　　目　：　○○○○○　※実績報告書提出時の「取得財産等管理台帳」より今回処分する機械・設備を抜粋

取得年月日　：　　　　年　　　月　　　日

２．見積額及び残存簿価相当額

（１）見　積　額　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

（２）残存簿価相当額　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

※目的外使用による処分等で見積額を算出できない場合は（１）は不要

※見積書を３者以上徴取した場合は、（１）に最も高い見積額を記載する

３．取得価格及び処分価格

取得価格：　　　　　　　　　　　円（税抜き）※ 補助金で購入した処分する機械・設備の金額を記載

処分価格：　　　　　　　　　　　円（税抜き）※ 見積額、残存簿価相当額等のいずれか高い額 又は

見積書を３者以上徴取した場合は、高い見積額を記載

４．納付金額　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

５．処分の方法

　　（例）廃棄

６．処分の理由

（例）当初の目的とした生産性の向上等に寄与してきたが、設備導入後○○年を経過し、近年の技術的要求水準（精度、加工能力等）に対応するには不十分となってきている。このため、新たな設備投資を計画するなど、生産体制の拡充・整備を図ることとし、当該設備を廃棄する。

（様式１９－１）

**受付番号：県設備**

発　　　第　　　　　号

令和　　年　　月　　日

※処分希望日より前の日付を記載

補助事業者

代表者　　　　　　　　殿

山形県中小企業団体中央会会長　㊞

財産処分承認通知書

令和　年　月　日付け文書をもって申請のありました件については、平成○年度山形県中小企業スーパートータルサポ補助金（設備投資等促進事業）交付要綱第１９条第３項の規定に基づき、これを承認することといたしましたので通知します。なお、財産処分を行った場合は、様式第１９－２財産処分報告書を、下記の資料と併せてご提出ください。

記

１．財産処分に伴う収入額が記載された通帳（写）等

２．撤去前の写真

３．撤去後の写真

（参考）財産処分後に提出が必要な書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 処分内容 | 財産処分に伴う収入額が記載された通帳(写)等 | 撤去前の  写真 | 撤去後の  写真 |
| 目的外使用（場所を移動した場合） | × | ○ | ○ |
| 目的外使用（場所を移動しなかった場合） | × | × | × |
| 譲渡（有償） | ○ | ○ | ○ |
| 譲渡（無償） | × | ○ | ○ |
| 交換 | × | ○ | ○ |
| 貸付（有償） | ○ | ○ | ○ |
| 貸付（無償） | × | ○ | ○ |
| 担保に供する処分 | ○ | × | × |
| 廃棄 | × | ○ | ○ |

（様式１９－２）

**受付番号：県設備**

令和　　年　　月　　日

山形県中小企業団体中央会会長　殿

申請者

　　（〒　　　　－　　　　　）

住　　　　所※本社所在地

名　　　　称

代表者役職

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（連絡担当者役職）

（連絡担当者氏名）

財産処分報告書

令和　年　月　日付け文書をもって承認のありました、平成○年度山形県中小企業スーパートータルサポ補助金（設備投資等促進事業）により取得した財産処分の件については、下記のとおり財産処分しましたので報告します。

記

１．処　分　日　　　　　令和　年　月　日

２．処分の方法

３．処分価格　　　　　　　　　　　　　　円

４．財産処分にかかる書類（添付のとおり）

　（１）財産処分に伴う収入額が記載された通帳（写）等

（２）撤去前の写真

（３）撤去後の写真

（様式１９－３）

**受付番号：県設備**

発　　　第　　　　　号

令和　　年　　月　　日

補助事業者

代表者　　　　　　　　殿

山形県中小企業団体中央会会長　㊞

財産処分に伴う納付について

令和２年度山形県中小企業スーパートータルサポ補助金に係る財産処分に伴う納付金について、同交付要綱第１９条第３項の規定に基づき、下記のとおり通知いたします。

記

１．納付の理由

令和２年度山形県中小企業スーパートータルサポ補助金で取得した財産を処分した結果、収入がある（ことが見込まれる）ため

２．補助金確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

３．納付金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

４．納付口座

名義（ﾌﾘｶﾞﾅ）　山形県中小企業団体中央会（ﾔﾏｶﾞﾀｹﾝﾁｭｳｼｮｳｷｷﾞｮｳﾀﾞﾝﾀｲﾁｭｳｵｳｶｲ）

金融機関名　　 商工組合中央金庫

支店名 山形支店

口座種類 普通預金

口座番号

※ 振込手数料は、補助事業者に負担していただきます。

５．納付期限　　　　　本書発信日より３０日以内